

令和4年10月1日制定
令和7年4月1日改正

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

名古屋葵大学・名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日 文部科学大臣決定）および「名古屋葵大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程」に基づき、「公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」を策定しコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

1 コンプライアンス教育について

公的研究費等の不正防止対策を行うため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不当に当たるかなどを理解することを目的としたコンプライアンス教育を定期的実施する。

2 啓発活動の実施について

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、不正を起こさせない組織風土の形成、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、以下の内容・方法で活動を実施する。

・実施内容

- (1) 基本方針及び行動規範等の周知徹底
- (2) 不正使用等具体的事例直周知
- (3) 研究計画に則った適正な予算執行について
- (4) 内部監査結果の周知
- (5) その他コンプライアンス推進責任者が必要と認める内容

・実施方法

- (1) 公的研究費に係る学内説明会等における説明
- (2) Web 掲載
- (3) 学内掲示板への啓発活動ポスター掲示
- (4) その他コンプライアンス推進責任者が有効と認める方法

3 コンプライアンス教育及び啓発活動実施状況の報告

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づく実施状況等を確認のうえ、最高管理責任者に報告するものとする。

以上

